



2022年5月10日

各 位

会 社 名 東部ネットワーク株式会社  
代表者名 代表取締役社長 若山 良孝  
(東証スタンダード市場 コード 9036)  
問合せ先 代表取締役専務 三澤 秀幸  
(TEL 045-461-1651)

### 定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2022年6月28日開催予定の当社第109回定時株主総会において、下記のとおり定款の一部変更について付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

#### 記

#### 1. 変更の理由

- (1) 当社は、取締役の職務執行の監査等を担う複数の社外取締役を含む監査等委員を取締役会の構成員とすることにより、取締役会の監督機能を強化し、更なる監視体制の強化を通じてより一層のコーポレート・ガバナンスの充実を図ることを目的として、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行することといたしたく、監査等委員会設置会社への移行に必要な、監査等委員である取締役及び監査等委員会に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等の変更を行うものであります。
- (2) 「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号) 附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。
  - ① 変更案第18条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
  - ② 変更案第18条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
  - ③ 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定(現行定款第18条)は不要となるため、これを削除するものであります。
  - ④ 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。
- (3) その他、上記の各変更に伴う字句の修正等所要の変更を行うものであります。

#### 2. 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

### 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日：2022年6月28日（火）（予定）

定款変更の効力発生日：2022年6月28日（火）（予定）

※上記1. の定款変更は定款変更のための株主総会の終結の時をもって効力を生じますが、(3)の株主総会資料の電子提供制度の導入に伴う定款変更は、効力発生日等に関する附則の定めに基づき効力を生じるものとします。

以上

【別紙】定款変更の内容

(下線は変更部分です。)

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>第1条～第3条 &lt;条文省略&gt; (機関の設置)</p> <p>第4条 当社は、取締役会、<u>監査役、監査役会</u>および会計監査人を置く。 (公告方法)</p> <p>第5条 &lt;条文省略&gt;</p>	<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>第1条～第3条 &lt;現行どおり&gt; (機関の設置)</p> <p>第4条 当社は、取締役会、<u>監査等委員会</u>および会計監査人を置く。 (公告方法)</p> <p>第5条 &lt;現行どおり&gt;</p>
<p style="text-align: center;">第2章 株式</p> <p>第6条～第12条 &lt;条文省略&gt;</p>	<p style="text-align: center;">第2章 株式</p> <p>第6条～第12条 &lt;現行どおり&gt;</p>
<p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>第13条 &lt;条文省略&gt; (招集)</p> <p>第14条 当社の定時株主総会は、毎年6月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要ある場合随時招集する。</p> <p>第15条 &lt;条文省略&gt; (招集権者および議長)</p> <p>第16条 株主総会は、取締役社長が招集し、その議長となる。取締役社長事故あるときは、あらかじめ<u>取締役会で</u>定めた順序により他の取締役がこれにあたる。</p> <p>第17条 &lt;条文省略&gt; (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第18条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p style="text-align: center;">&lt;新設&gt;</p>	<p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>第13条 &lt;現行どおり&gt; (招集)</p> <p>第14条 当社の定時株主総会は、毎年6月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。</p> <p>第15条 &lt;現行どおり&gt; (招集権者および議長)</p> <p>第16条 株主総会は、取締役社長が招集し、その議長となる。取締役社長に事故があるときは、<u>取締役会において</u>あらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。</p> <p>第17条 &lt;現行どおり&gt;</p> <p style="text-align: center;">&lt;削除&gt;</p> <p style="text-align: center;">(電子提供措置等)</p> <p>第18条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</p> <p>2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権行使の基準日まで<u>に書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p>

現行定款	変更案
<p>第19条 &lt;条文省略&gt;</p>	<p>第19条 &lt;現行どおり&gt;</p>
<p>第4章 取締役および取締役会 (員数)</p> <p>第20条 当社の取締役は <u>10名以内</u>とする。 &lt;新設&gt;</p> <p>(選任)</p> <p>第21条 <u>取締役の選任は株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>2 &lt;条文省略&gt;</p> <p>(任期)</p> <p>第22条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。 &lt;新設&gt;</p> <p>&lt;新設&gt;</p> <p>&lt;新設&gt;</p> <p>第23条～第25条 &lt;条文省略&gt; (取締役会の招集権者および議長)</p> <p>第26条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、その議長となる。取締役社長事故あるときは、あらかじめ<u>取締役会で定めた順序により他の取締役がこれにあたる。</u> (取締役会の招集通知)</p>	<p>第4章 取締役および取締役会 (員数)</p> <p>第20条 当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)は、<u>8名以内</u>とする。 2 <u>当社の監査等委員である取締役は、4名以内とする。</u></p> <p>(選任)</p> <p>第21条 <u>取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して株主総会において選任する。選任にあたっては株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>2 &lt;現行どおり&gt;</p> <p>(任期)</p> <p>第22条 取締役(<u>監査等委員である取締役を除く。)</u>の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。 2 <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u> 3 <u>任期満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。</u> 4 <u>会社法第329条第3項に基づき選任された補欠の監査等委員である取締役の選任決議が効力を有する期間は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p> <p>第23条～第25条 &lt;現行どおり&gt; (取締役会の招集権者および議長)</p> <p>第26条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、その議長となる。取締役社長に事故あるときは、<u>取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</u> (取締役会の招集通知)</p>

現行定款	変更案
<p>第27条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および各監査役に発する。緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p style="text-align: center;">&lt;新 設&gt;</p> <p>(取締役会の決議)</p> <p>第28条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その出席取締役の過半数をもって行う。</p> <p>2 取締役が取締役会の決議の目的事項について提案した場合、当該事項の議決に加わることのできる取締役全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をし、<u>監査役が異議を述べない</u>ときは、取締役会の承認決議があったものとみなす。</p> <p style="text-align: center;">&lt;新 設&gt;</p> <p>(取締役会の議事録)</p> <p>第29条 取締役会の議事は、その経過の要領および結果ならびに、その他法令に定める事項を議事録に記載し、出席した取締役および監査役がこれに記名押印する。</p> <p>(取締役の報酬および退職慰労金)</p> <p>第30条 取締役の報酬および退職慰労金は、株主総会の決議によりこれを定める。</p>	<p>第27条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に発する。緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 <u>取締役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。</u></p> <p>(取締役会の決議)</p> <p>第28条 取締役会の決議は、<u>法令に別段の定めがある場合を除き</u>、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その出席取締役の過半数をもって行う。</p> <p>2 取締役が取締役会の決議の目的事項について提案した場合、当該事項の議決に加わることのできる取締役全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、取締役会の承認決議があったものとみなす。</p> <p style="text-align: center;">(重要な業務執行の決定の委任)</p> <p>第29条 <u>当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</u></p> <p>(取締役会の議事録)</p> <p>第30条 取締役会の議事は、その経過の要領および結果ならびに、その他法令に定める事項を議事録に記載し、出席した取締役がこれに記名押印する。</p> <p>(取締役の報酬等)</p> <p>第31条 取締役の報酬、<u>賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という)は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によりこれを定める。</u></p>
<p style="text-align: center;"><u>第5章 監査役及び監査役会</u></p> <p style="text-align: center;">(員数)</p> <p>第31条 <u>当会社の監査役は、4名以内とする。</u></p> <p style="text-align: center;">(選任)</p> <p>第32条 <u>監査役の選任は、株主総会にお</u></p>	<p style="text-align: center;">&lt;削 除&gt;</p> <p style="text-align: center;">&lt;削 除&gt;</p> <p style="text-align: center;">&lt;削 除&gt;</p>

現行定款	変更案
<p><u>いて、議決権を行使することができる株主の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p>	
<p><u>(任期)</u></p>	
<p><u>第33条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p>	<削 除>
<p><u>2 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の残任期間とする。</u></p>	
<p><u>(常勤監査役)</u></p>	
<p><u>第34条 監査役会は、監査役の中から常勤監査役若干名を選定する。</u></p>	<削 除>
<p><u>(監査役会の招集通知)</u></p>	
<p><u>第35条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に発する。緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p>	<削 除>
<p><u>(監査役会規程)</u></p>	
<p><u>第36条 監査役会の運営に関する事項は、法令またはこの定款のほか、監査役会で定める監査役会規程による。</u></p>	<削 除>
<p><u>(監査役の報酬および退職慰労金)</u></p>	
<p><u>第37条 監査役の報酬および退職慰労金は、株主総会の決議によりこれを定める。</u></p>	<削 除>
<p style="text-align: center;">&lt;新 設&gt;</p>	<p style="text-align: center;"><u>第5章 監査等委員会</u></p>
<p style="text-align: center;">&lt;新 設&gt;</p>	<p style="text-align: center;"><u>(常勤監査等委員)</u></p>
<p style="text-align: center;">&lt;新 設&gt;</p>	<p><u>第32条 監査等委員会は、その決議によって、常勤の監査等委員を定めることができる。</u></p>
<p style="text-align: center;">&lt;新 設&gt;</p>	<p style="text-align: center;"><u>(監査等委員会規程)</u></p>
<p style="text-align: center;">&lt;新 設&gt;</p>	<p><u>第33条 監査等委員会の運営に関する事項は、法令またはこの定款のほか、監査等委員会で定める監査等委員会規程による。</u></p>
<p style="text-align: center;">&lt;新 設&gt;</p>	<p style="text-align: center;"><u>(監査等委員会の招集通知)</u></p>
<p style="text-align: center;">&lt;新 設&gt;</p>	<p><u>第34条 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に発する。緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p>
<p style="text-align: center;">&lt;新 設&gt;</p>	<p style="text-align: center;"><u>(監査等委員会の決議)</u></p>
<p style="text-align: center;">&lt;新 設&gt;</p>	<p><u>第35条 監査等委員会の決議は、法令に別段の</u></p>

現行定款	変更案
	<p><u>定めがある場合を除き、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その出席監査等委員の過半数をもって行う。</u></p>
<p>＜新 設＞</p>	<p>(監査等委員会の議事録)  <u>第 36 条 監査等委員会の議事は、その経過の要領および結果ならびに、その他法令に定める事項を議事録に記載し、出席した監査等委員がこれに記名押印する。</u></p>
<p>第 6 章 会計監査人  第 38 条～第 39 条 &lt;条文省略&gt;  (報酬等)  第 40 条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が<u>監査役会</u>の同意を得て定める。</p>	<p>第 6 章 会計監査人  第 37 条～第 38 条 &lt;現行どおり&gt;  (会計監査人の報酬等)  第 39 条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が<u>監査等委員会</u>の同意を得て定める。</p>
<p>第 7 章  取締役、<u>監査役</u>、および会計監査人の責任免除</p>	<p>第 7 章  取締役および会計監査人の責任免除</p>
<p>(損害賠償責任の一部免除)  第 41 条 当社は、取締役会の決議をもって取締役(取締役であった者を含む。)<u>および監査役(監査役であった者を含む。)</u>の当社に対する損害賠償責任を、法令が定める範囲で免除することができる。  2 当社は、取締役(業務執行取締役等である者を除く)、<u>監査役</u>および会計監査人との間に当社に対する損害賠償責任に関する契約を締結することができる。ただし、その損害賠償責任の限度額は法令が規定する額とする。</p>	<p>(損害賠償責任の一部免除)  第 40 条 当社は、取締役会の決議をもって取締役(取締役であった者を含む。)の当社に対する損害賠償責任を、法令が定める範囲で免除することができる。  2 当社は、取締役(業務執行取締役等である者を除く)および会計監査人との間に当社に対する損害賠償責任に関する契約を締結することができる。ただし、その損害賠償責任の限度額は法令が規定する額とする。</p>
<p>第 8 章 計 算  (事業年度)  第 42 条 &lt;条文省略&gt;  (剰余金の配当)  第 43 条 <u>株主総会の決議により、毎事業年度末日の株主名簿に記録された株主または登録株式質権者に対し、期末配当を行うことができる。</u>  2 <u>前項のほか、取締役会 の決議により、毎年 9 月 30 日の株主名簿に記録された株主または登録株式質権者に対し、中間配当を行う</u></p>	<p>第 8 章 計 算  (事業年度)  第 41 条 &lt;現行どおり&gt;  (剰余金の配当の基準日)  第 42 条 <u>当社の期末配当の基準日は、毎事業年度末日とする。</u>  2 <u>当社の中間配当の基準日は、毎年 9 月 30 日とする。</u></p>

現行定款	変更案
<p><u>ことができる。</u>            &lt;新 設&gt;</p>	<p><u>3 前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</u></p>
<p>&lt;新 設&gt;</p>	<p><u>(剰余金の配当等の決定機関)</u>  <u>第 43 条 当社は、剰余金の配当等会社法第 459 条第 1 項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。</u></p>
<p>第 44 条 &lt;条文省略&gt;</p>	<p>第 44 条 &lt;現行どおり&gt;</p>
<p>第 9 章 買収防衛策</p>	<p>第 9 章 買収防衛策</p>
<p>第 45 条～第 46 条 &lt;条文省略&gt;</p>	<p>第 45 条～第 46 条 &lt;現行どおり&gt;</p>
<p>&lt;新 設&gt;</p> <p>&lt;新 設&gt;</p> <p>&lt;新 設&gt;</p>	<p><u>附 則</u>  <u>(監査役の責任免除に関する経過措置)</u>  <u>第 1 条 当社は、取締役会の決議をもって第 109 回定時株主総会終結前の行為に関する会社法第 423 条第 1 項所定の監査役（監査役であった者を含む。）の当会社に対する損害賠償責任を、法令が定める範囲で免除することができる。</u>  <u>(電子提供措置等に関する経過措置)</u>  <u>第 2 条 第 109 回定時株主総会決議による変更前定款第 18 条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除および変更後定款第 18 条（電子提供措置等）の新設は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第 70 号）附則第 1 条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である 2022 年 9 月 1 日（以下「施行日」という）から効力を生ずるものとする。</u>  <u>2 前項の規定にかかわらず、施行日から 6 か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、第 109 回定時株主総会決議による定款第 18 条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）はなお効力を有する。</u>  <u>3 本条は、施行日から 6 か月を経過した日または前項の株主総会の日から 3 か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>